

緊急事態宣言延長に伴う 市職員の勤務体制について

5月4日に政府が緊急事態宣言を5月31日まで延長したことに伴い、三木市では5月5日午後1時30分から第19回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市職員の勤務体制について見直しすることとしました。

なお、見直しすることによって、窓口業務等を閉鎖することはありませんが、休日明けでは窓口が混雑することが予想され、新型コロナウイルスへの感染を防止するためにも、郵送や電子申請が可能な手続きについては積極的に利用し来庁を控えていただくようお願いいたします。

記

1 現在の勤務体制等について

○勤務体制

- ・原則2交代制で、土日曜日、祝日も含めて隔日勤務。

○期間

- ・令和2年4月17日（金）～5月6日（水）まで

○例外措置

下記の課については2班に分け、例外的にサテライトオフィスを設け、本庁舎職員とは接触しないようにして勤務している。

- ・福祉課は、教育センターにも生活保護・生活支援の窓口を確保。
- ・商工振興課は、サンライフ三木にて三木市の中小企業の支援業務に対応。
- ・市民協働課は、ハートフルプラザにて特別定額給付金の業務に対応。

2 見直しする勤務体制等について

○勤務体制

現在分かれている2班体制はそのまま、各課の勤務に適するよう
に選択。

- ・土日曜日も含めて隔日勤務

勤務を要する日が不足する日数についてのみ、サテライトオフ
ィスで勤務する。

- ・月～金曜日の平日勤務

通常の勤務場所とサテライトオフィスで毎日交互に勤務する。
勤務を要する日は不足しない。

○期間

- ・5月11日（月）～5月31日（日）まで

- ・ただし、5月7日～10日（水）までは、LAN工事等に日数を要
するため、現在の勤務体制等を継続する。

○サテライトオフィス

- ・教育センター他7施設と本庁舎等の会議室を利用する。

○その他

- ・福祉課、商工振興課、市民協働課のサテライトオフィスについて
は、業務を継続する。

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000（内線 2430）